

平成18年2月13日 第1回 定例会

## 北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成18年2月13日（月）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

# 議 事 日 程

平成18年2月13日（月）午後2時開会  
北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第1号	平成17年度北河内4市リサイクル施設組合 補正予算（第3号）	
3	議 案 第2号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合 予算	
4	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成18年2月13日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (12名)

(議 席)	1 番	千葉 清司
	2 番	大槻 哲也
	3 番	榎本 正勝
	4 番	小野 裕行
	6 番	南部 創
	7 番	坪内 伸夫
	8 番	堂蘭 利幸
	9 番	松本 順一
	10番	扇谷 昭
	11番	岸田 敦子
	12番	前波 艶子
	13番	山口 幸三

1. 欠席議員 ( 1名)

(議 席)	5 番	石村 淳子
-------	-----	-------

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘
副管理者	中司 宏
副管理者	田中 夏木
副管理者	中田 仁公
収入役	吉岡 國夫
事務局長	中野 泰雄(兼務)
次長兼課長	濱本 遵市
課長代理	永田 昌宏
係長	辻 康明
係長	端野 敦夫(兼務)
技術職員	川田 浩司(兼務)

## 1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	環境部長	寺西 喜久雄
	ごみ減量推進課長	垣本 次雄
（枚方市）	環境事業部長	富田 藹
	環境事業部次長	小山 竹治
	議会事務局次長	田中 達三
	減量総務課長	石渡 俊博
（四條畷市）	市民生活部長	星野 重雄
	生活環境課課長	北崎 文雄
（交野市）	環境部長	宇治 正行
	循環型社会推進室長	中西 伊三夫
	廃棄物対策課課長	田村 猛

## 1. 議会事務局職員出席者

事務局長	中野 泰雄(兼務)
組合議会事務員	西尾 和三
係長	端野 敦夫(兼務)
技術職員	川田 浩司(兼務)

北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回定例会会議録目次  
(平成18年2月13日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
大槻哲也議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（松本順一議員と扇谷 昭議員）	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成17年11月16日から平成18年2月12日までの諸会議の報告）	2
議案第1号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）	2
辻 康明係長の提案理由説明	2
10番 扇谷 昭議員の質疑（四條畷市）	3
1. 建設関係予算計上について	
永田昌宏課長代理の答弁	3
扇谷 昭議員の再質問	4
議案第1号採決	4
議案第2号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合予算	4
辻 康明係長の提案理由説明	4
10番 扇谷 昭議員の質疑（四條畷市）	6
1. 地域計画案と予算案の整合について	
中野泰雄事務局長の答弁	9
扇谷 昭議員の再質問	11
中野泰雄事務局長の答弁	12
扇谷 昭議員の再々質問	12
11番 岸田敦子議員の質疑（四條畷市）	12
1. 活性炭について	
2. 住民合意について	
3. 循環型社会形成推進交付金と北河内4市リサイクル施設環境保 全推進連絡協議会について	

永田昌宏課長代理の答弁	1 4
中野泰雄事務局長の答弁	1 5
岸田敦子議員の再質問	1 6
中野泰雄事務局長の答弁	1 7
岸田敦子議員の再々質問	1 8
11 番 岸田敦子議員の討論（四條畷市）	1 8
議案第 2 号採決	1 9
一般質問	1 9
10 番 扇谷 昭議員の一般質問（四條畷市）	1 9
1. 4 市リサイクル共同処理事業の必要性の検証	
濱本遵市次長の答弁	2 1
扇谷 昭議員の再質問	2 3
11 番 岸田敦子議員の一般質問（四條畷市）	2 5
1. 施設の安全性を懸念する声について	
2. 町田市での施設計画について	
3. 疫学調査・臭い調査について	
4. 環境省の陳情活動について	
濱本遵市次長の答弁	2 6
岸田敦子議員の再質問	2 7
中野泰雄事務局長の答弁	2 9
会議時間延長の宣言（午後 3 時 50 分）	3 0
岸田敦子議員の再々質問	3 0
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	3 1
大槻哲也議長の閉会のあいさつ	3 1
閉会（午後 3 時 5 6 分）	3 2
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名	
付議事件一覧	

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長(大槻 哲也君) 大変ご苦労さまでございます。本日は本当にお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は 12 名です。なお、石村淳子議員より体調不良のため本日は欠席される旨、連絡を受けております。以上で報告を終わります。

○議長(大槻 哲也君) 事務局長の報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 18 年第 1 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者からごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 18 年第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご多用の中、多数ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、国の環境政策におきましては、先ごろ環境基本法に基づく第三次環境基本計画案が公表されまして、今後の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の方向が示されました。また、一方、容器包装リサイクル制度の見直しにかかります最終取りまとめ案も先月公表されるなど、持続可能な循環型社会の構築に向けてのシステムづくりが積極的に推し進められております。我々、地方公共団体におきましても引き続き廃棄物の 3 R・4 R 施策を強力に推し進めなければならないと考えております。

そのような中、去る 1 月 24 日、北河内 4 市地域における地域計画案の意見交換会を国及び大阪府と構成 4 市等で開催をいたしまして、今年度中の事業着手を目指して事務を進めているところでございます。事業の推進にあたりましては、今後とも慎重かつ適切に進めていく所存でございますので、引き続き議員の皆様方の力強いご支援をお願い申し上げます。

本日は、平成 17 年度補正予算及び平成 18 年度予算の審議と一般質問を予定いたしております。議案につきましては、上程の都度、事務局よりご説明を申し上げますの

で、何とぞよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、定例会の開会にあたりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大槻 哲也君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は松本順一議員と扇谷 昭議員の2名を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成17年11月16日から平成18年2月12日までの諸般の報告につきましては、お手元に配布をしております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第2、議案第1号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻係長。

○係長（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第1号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額12億5303万1000円の予算の範囲内において予算の更正をする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金につきましては231万7000円の減額補正でございます。本補正の理由につきましては、繰越金の予算計上に伴う各市負担金の精算でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が104万4000円の減額、寝屋川市負担金が70万7000円の減額、四條畷市負担金が26万2000円の

減額、交野市負担金が 30 万 4000 円の減額となっております。

次に 5 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金につきましては 231 万 7000 円の補正でございます。理由につきましては、平成 16 年度決算における実質収支額、決算剰余金を予算措置するため、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことができません。念のためお知らせをします。順次、質疑を許します。まず、通告に従い、扇谷議員の質疑を許します。10 番、扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） 議席 10 番、四條畷市派遣の扇谷でございます。平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算につきまして 1 点質疑をさせていただきます。

この間の施設組合の説明をいただきますと、平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金の内示が受けられると、その見通しのもと、造成工事、建設工事の入札事務や契約締結、さらには工事着手は平成 18 年 6 月以降になる、このような見通しが示されております。建設工事にかかる委託料及び工事請負費につきましては、地方自治法 212 条の定めに基づきまして、経費の総額及び年割額を定め、継続費に計上をしておられますが、しかし、造成工事にかかる委託料 420 万円及び工事請負費 1 億 4196 万円につきましては、平成 17 年度補正予算に計上されてはおりますが、継続費には含まれておりません。造成工事が平成 17 年度中にその支出が見込めない状況は、先の説明にもわかりますように状況ははっきりしております。本補正予算計上にあたりまして、造成工事関連予算につきまして平成 18 年度に繰り越して使用することができるよう繰越明許費を設定することが、地方自治法が定める本来の予算計上のあり方ではないか、このように私は考えるものであります。今回、何ゆえ繰越明許費を設定しなかったのでしょうか。お尋ねをさせていただきます。

○議長（大槻 哲也君） 理事者から答弁を求めます。永田課長代理。

○課長代理（永田 昌宏君） それでは造成工事費における繰越明許費の設定につきましてお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、造成工事費につきましては継続費に含まれておらず、繰越明許費など予算措置が必要であると認識をいたしております。しかしながら、循環型社会形成推進交付金の内示の時期及び内容が未定でございますので、内示を受けた段階において適切に対処してまいりますので、ご理解

賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 10 番、扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） 今のご答弁で予算措置の必要性については認識をしておる。ただし、内示を受けた時点で適切に対応する、こういうご答弁であったかと、このように思います。私も交付金交付の要件確定がまだ未確定要素を持っておる、こういう状況については一定理解をするものでありますが、しかし、当施設組合の事業を着実に進めていくと、こういう観点に立った際に、その事業とリンクした財政運営ということにぜひ心掛けていただきたい。このことを強くお願いをしておきたいと思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 他に質疑はありませんか。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 2 号 平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合予算を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻係長。

○係長（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第 2 号 平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の予算書 1 ページをお開き願います。

平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 1736 万 8000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は11億円と定める。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明させていただきます。16ページをお開き願います。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、本年度予算額322万9000円でございます。主な内容といたしましては、議員13人分の報酬といたしまして211万3000円、行政視察旅費として67万6000円、会議録の作製に要する経費37万8000円などがございます。

次のページ、18ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度予算額6437万円でございます。主な内容といたしましては、特別職の報酬などの人件費が89万7000円、車両管理に要する経費といたしまして28万4000円、例規集追録作製に要する経費といたしまして6万6000円、派遣職員人件費6人分などの各種負担金が6150万3000円などがございます。

次のページをお開き願います。2目 公平委員会費、本年度予算額4万9000円でございます。内容といたしましては、公平委員3人分の報酬2万4000円、その他諸経費2万5000円でございます。

2項 監査委員費、1目 監査委員費、本年度予算額24万3000円でございます。内容といたしましては、監査委員2人分の報酬21万8000円、その他諸経費2万5000円でございます。

次のページをご覧ください。3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、本年度予算額11億2933万2000円でございます。内容といたしましては、北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会に要する経費といたしまして13万2000円、市民啓発等に要する経費が3万円、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ工事監理委託料が1113万円、工事請負費といたしまして11億1804万円でございます。

続きまして4款 公債費、1項 公債費、1目 利子、本年度予算額1764万5000円でございます。内容といたしましては、組合債利子が1560万5000円、国庫補助金

の納入及び起債借り入れまでの資金に対する一時借入金利子が 204 万円でございます。

次のページをお願いいたします。5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度予算額 250 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは続きまして歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、10 ページにお戻り願いたいと存じます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度予算額 1 億 7224 万 8000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 6761 万 4000 円、寝屋川市負担金が 4951 万 8000 円、四條畷市負担金が 2643 万円、交野市負担金が 2868 万 6000 円でございます。

次のページをお願いいたします。2 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 衛生費国庫補助金、本年度予算額 3 億 6050 万円につきましては、循環型社会形成推進交付金でございます。

次に 3 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度予算額 1 万円につきましては、現金の預金に伴います利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度予算額 1 万円につきましては、科目設定でございます。

次のページをお開き願います。4 款 組合債、1 項 組合債、1 目 組合債、本年度予算額 6 億 8460 万円につきましては、一般廃棄物処理事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして 3 ページにお戻り願いたいと存じます。

「第 2 表 地方債」についてでございます。一般廃棄物処理事業債につきましては 6 億 8460 万円を限度といたしております。なお、借入先、借入の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大槻 哲也君）** これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことができません。念のためお知らせをします。順次、質疑を許します。まず、通告に従いまして扇谷議員の質疑を許します。10 番、扇谷議員。

**○10 番（扇谷 昭君）** 議席 10 番、四條畷市派遣の扇谷でございます。通告に従い

まして、平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合予算につきまして何点かにわたり質問をさせていただきます。

平成 18 年度当初予算の骨格を決定する要因は「循環型社会形成推進交付金」であり、その交付金交付の要件となる要が「地域計画」の策定ということであることから、提案されました予算に直接関連するものとして地域計画及び意見交換会についてお尋ねをさせていただきます。この間の経過を確認しておきますと、循環型社会形成推進交付金の交付要件となる意見交換会の開催及び地域計画の策定がなかなか進まず、新しい年を迎えましたが、しかし、先ほどの管理者のごあいさつにもございましたように 1 月 24 日、急遽、国、大阪府、構成 4 市の意見交換会が招集、開催され、本予算案も循環型社会形成推進交付金の年度内内示を前提として組み立てられており、予算の中で 3 億 6050 万円の同交付金を含む内容となっております。しかし、意見交換会の開催経緯や交付金の内示、交付に向けた今後の見通し等が極めて不透明、不確実な中で、しかも 4 市リサイクル施設組合の事業実施の基本計画となる地域計画案が議会に対しまして閲覧という形で開示はされましたものの、地域計画案そのものの情報提供がなされていない中で、本定例会の予算案審議となったことは極めて遺憾であると、このように申し上げておきます。

そこで質問をさせていただきます。まず 1 点目は、意見交換会開催の条件整備についてお尋ねをいたします。意見交換会開催につきまして環境省が示しておりました開催の条件整備は、1 つはごみ全体の記述、広域的な施設の設置の明記、いわゆる地域全体のごみ処理の方向についてであります。また、2 点目には反対者の減少でございます。そして 3 点目に 3 R の推進、発生抑制の具体策について、この 3 点等につきまして条件整備というお話があったと、このような説明を承っております。これらにつきまして一体どのように意見交換会開催の条件整備が図られたのか、お尋ねをしたいと思います。

2 点目は、地域計画案の流布についてお尋ねをいたします。私は 1 月 24 日の意見交換会に提案されました地域計画案のコピーを 2 月 7 日に入手をいたしました。冒頭申し上げましたとおり、議会に正式に資料提供されていない地域計画案のコピーが出回っているわけであります。このことは意見交換会開催前に議会に対して情報提供を求めてきた議会人として極めて遺憾であると抗議をさせていただきます。4 市リサイクル施設組合は組合議会に対して地域計画案は閲覧にとどめ、具体的な資料提供はできないとの態度を示しながら、一体「いつ」「誰に」地域計画案を提供されたのでしょうか

か。明確な答弁を求めるものであります。

3 番目に、その地域計画案についてお尋ねをいたします。1 つ、最終処分量は平成 16 年度実績 4 万 1563 トンで排出量に占める構成比は 17.1%、これが平成 22 年度見込み 4 万 1471 トンで同じく構成比 16.6%、とこのようにされております。意見交換会の席上、最終処分量が目標量を達成していないとの指摘を受けたと、このように聞き及んでおりますが、国が示す目標量は幾らで、かつ具体的な改善策はあるのでしょうか。

2 つ目、事業系ごみにつきましては排出量は平成 16 年度 7 万 5470 トンが平成 22 年度 7 万 6408 トンと増加することから、1 事業所当たりの排出量は 3 トンから 4 トンに 33.3% もアップすると、このようになっております。事業系ごみの減量化についても同じく指摘を受けた、このように承っておりますが、具体的な改善策はあるのでしょうか。

3 点目、処理体制、家庭ごみの処理体制の現状と今後について。「不燃ごみ・粗大系ごみについては、各市の破砕等の施設で処理した後」とか「空き缶・空き瓶等資源ごみについては、各市の資源化施設等において資源化処理を行う」との記載がございますが、構成 4 市の現状に照らし、このような記載に課題は残らないのでしょうか、お尋ねをいたします。

4 つ目に、昨年 1 月 31 日に開催されました一般廃棄物行政主管課長会議で、三位一体の改革にかかる環境省の対応の経緯及び循環型社会形成推進交付金制度の説明が行われ、その中で地域計画に盛り込むべき内容についても例示がなされました。特に交付金創設の中で事後評価が求められることとなり、3 R 推進のための目標として、発生抑制では 1 人 1 日当たりのごみ量として〇年比△%減、何年比でいくらかの減、リサイクルでは資源化率について同じく何年比で何%の増、最終処分では最終処分されるごみの量について同じく何年比で何%の減と、このように具体的な指標が示されたわけであります。

地域計画案は発生抑制について計画期間終了時に目標の達成状況を事後評価する指数に全く触れていないばかりか、現状と目標の中で示されたフローチャートによりますと、家庭からの排出量は平成 16 年度 23 万 3669 トンから平成 22 年度 25 万 5952 トンとなり、人口見込みで割り込んでまいりますと 1 日 1 人当たりのごみ排出量は 813 g から 861 g に約 6 % 増加する内容と、このようになっております。地域計画案では発生抑制に関する現状と目標が表①及び図③に示されていると、このように記載をし

ておりますが、具体的な指標は全く示されておりません。この発生抑制策について今一步踏み込んだ検証が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 理事者から答弁を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

意見交換会の開催にあたっては、環境省には複数回数の陳情活動の中でご説明を申し上げます、一定のご理解をいただけたものと存じております。

意見交換会におきましてさらなるご指摘もございましたが、事前のご指摘でございます「ごみ全体の記述、広域的な施設の設置の明記」などの点につきましては、平成13年3月に北河内7市で組織しております北河内地域広域行政推進協議会により策定されました「新北河内地域広域行政圏計画2000年代の指針」で位置づけられておりますごみ処理施設の共同設置の検討を行う旨を記述することによりましてご理解をいただけたものと考えております。

また、「反対者の減少」につきましては、組合設立以降、各自治会への説明会の開催や、反対住民の皆さんが懸念されております環境や健康への影響について、専門委員会を設置いたしまして検証を行ったこと、さらに専門委員会の報告書における課題等について整理解決を図るために周辺地域住民の方々と発足した北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会や、組合ホームページを通じて事業の透明化を図るなど、継続して住民理解を得る努力を行っていることなどからご理解をいただけたものと考えております。

「3Rの推進、発生抑制の具体策」につきましては、地域計画案の中で、家庭ごみの有料化導入の検討を進めることや、環境教育・学習の推進などの施策を位置づけることでご理解をいただけたものと存じております。

なお、昨年11月上旬に各組合議員の皆様へご報告いたしました事業の進捗状況におきまして、平成17年10月25日付構成4市助役によります環境省への陳情活動の際に環境省の見解をご報告いたしました。この時点では、開催時期に関して「容り法の見直し作業の進捗を見極める中で開催できる」とされておきまして、今回その時期がまいったことから開催できたと理解をいたしております。

次に地域計画案の流布につきましてのご質問でございますが、先般、議員の皆様方に事業の進捗状況のご報告をさせていただきました際に、地域計画案をお示しをさせていただいてご説明を申し上げ、最終的に回収をさせていただきました。しかしなが

ら、そのコピーが出回ったことにつきましては大変遺憾に感じているところでございます。

地域計画案の配布につきましては、環境省及び大阪府並びに構成4市と四條畷市交野市清掃施設組合とで1月24日に開催いたしました北河内4市地域循環型社会形成推進地域計画意見交換会におきまして出席者の皆様にご配布をさせていただいたのみでございます。

次に国が示します目標最終処分量を達成するための具体的改善策についてのご質問でございますが、環境大臣より平成13年5月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が公表されております。その中で、最終処分量につきましては、平成9年度に比して約50%の削減目標を示されており、北河内4市の地域計画におきましては平成9年度実績の5万2272トンから平成22年度が約20%減の4万1471トンということになっております。この国の定めた目標達成のために具体的な改善策といたしましては、各市における焼却施設の更新時に灰溶融設備の整備が有効な施策であると考えております。

続きまして事業系ごみの減量化についてのご質問でございますが、地域計画案につきましては環境省との意見交換会でご指摘を受け、再度精査いたしました。平成22年度における1事業所当たりの排出量は3トンでありまして、平成16年度から現状維持という結果になりましたので、地域計画案に修正を加える予定をいたしております。

減量施策につきましては、地域計画案に位置づけておりますとおり、構成4市それぞれ排出事業所に対する減量指導の強化を図るなどの施策によりまして減量に寄与できるものと考えております。

次に家庭ごみの処理体制の現状と今後について、構成4市の現状と比べて課題は残らないのかというご質問でございますが、破碎施設につきましては構成4市のうち、四條畷市と交野市は設置されておられません。しかしながら四條畷市につきましては葎屋中継所、交野市につきましては寺作業所におきまして、粗大ごみに含まれております資源物を回収しているとお聞きしております。また、資源化施設については四條畷市のみ設置されておられません。葎屋中継所におきまして資源物を回収しているとお聞きしておりますので、不燃ごみにつきましては破碎等の施設、資源ごみにつきましては資源化施設等という表現をさせていただいたものでございます。

次に発生抑制について一步踏み込んだ検証が必要であるのご質問でございますが、

ごみ排出量につきましては議員ご指摘のとおり、平成 16 年度の実績 23 万 3669 トンから平成 22 年度 25 万 5952 トンと増加いたしております。この要因といたしましては、ごみとなる前の資源化量の増加があげられます。このことから今後は、このごみとなる前の資源物につきましても構成 4 市と組合とが連携いたしまして、発生抑制策について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） ご答弁ありがとうございました。何点かの再質疑をさせていただきます。

まず、環境省が示しておりました開催の前提条件につきましては、以前から国の理解を得てきており、中央環境審議会等の容器包装リサイクル法見直し作業の一定の進捗を受けての開催、このようなご答弁だったと思いますが、しかし、この間の新聞報道等によりますと、「廃プラによる公害から健康と環境を守る会」等は施設建設に反対する立場から、構成 4 市の市長や議会に要望書を提出されるなど、切実な住民の思いを訴えておられます。私は以前から住民合意に基づく施設建設を訴えてまいりましたが、今後なお一層、市民の皆様の理解と協力を得る努力をしていただくよう、これは強くお願いをしておきたい、このように思います。

次に地域計画案の流失についてであります。私は行政として本来あるまじき事態が起こっていることに対する責任感が極めて希薄であると、このように思います。また、議会軽視の謗りを免れない、このようにも申し上げておきたいと思います。本来、先ほどのような答弁で決して納得できるものではございませんが、極めて遺憾であると、このように申し上げ、この質問は置いておきたいと、このように思います。

最後に発生抑制について、ごみ排出量につきましては私がお指摘申し上げましたとおり、総量で申しますと 9.5%の増、1 人 1 日当たりの原単位で申し上げますと、この間人口増が見込まれるため約 6%の増となることをお認めになったわけで、発生抑制策について今後「検討する」とのご答弁は一定評価をさせていただくものであります。

この排出量につきましては、先ほどご答弁でも取り上げられました、平成 13 年に 5 月に発表されました環境省の廃棄物減量に関する基本の方針の中で、平成 9 年度に対し平成 22 年度 5%削減、また本施設組合の基本構想によりますと、平成 12 年 6 月に発表されました大阪府のごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの中で、平成 10 年度に対し平成 22 年度 3%削減との目標が示されております。そして昨年、国に

において廃棄物減量に関する基本的な方針が一部見直しをされましたが、この一般廃棄物の減量化の目標量に関する見直しは行われておりませんので、今もこの基本的な方針に盛り込まれた目標量が国の計画値と、このように認識をしておるところでございます。

その上で、私は、地域計画案は具体的な発生抑制に関する指標が示されていないのではないですかと、言い換えれば発生抑制の具体的な目標は示されていないのではないかと、このように質問をさせていただいたものでございます。ただいまのご答弁では、私の質問に対する答弁にはなっていないのではないかと、このように思います。改めて発生抑制について具体的な進行管理可能な目標設定についてのお考えを承りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 発生抑制について具体的な目標設定が必要であるというご質問でございます。発生抑制の目標数値設定につきましては、構成4市の一般廃棄物処理基本計画から見て、今後の課題であるというふうに認識いたしております。地域計画の計画終了時に進捗状況と照らし合わせた上で検討していただくよう構成4市の方に要請してまいりたいと、さように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 平成12年に策定されましたこの循環型社会形成推進基本法は、循環型社会における施策の優先順位を明確に法定化したものでございます。その中で、まず第1に発生抑制、第2に再使用、第3に再生利用、第4に熱回収、そして最後に適正処分、これがこの法に定められた廃棄物行政における優先順位でございます。私はこのような考え方をもとに3Rの推進や発生抑制の具体策について環境省や国から強く要請されてきたのではないかと、このように考えております。発生抑制、地域計画の案について言えば、排出量の平成22年度5%削減の目標達成に向けまして私は具体的な数値目標を設定して取り組まれるよう、これは強く要望をしておきたいと思っております。以上で質疑を終わります。

○議長（大槻 哲也君） それでは次に岸田議員の質疑を許します。11番、岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。それでは私の方からも予算に対する質問をさせていただきます。

まず最初に活性炭の問題です。施設建設費の中に、設計図の中に活性炭を置く場所

というのが盛り込まれているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。そして盛り込まれているとしたら、何カ所で、設置場所がどこかということをお示しいただきたいと思います。また、活性炭の種類を選択はどうかしているのでしょうか。交換頻度はどう考えておられるのでしょうか、お伺いします。

次に住民合意についてです。住民合意と予算の関係については切り離せない問題だと考えています。といいますのも、建設見直しを求める住民の切実な思いがある中で、建設に向けた予算が組まれるというのは、住民の思いが反映されていないわけで、住民合意を前提とした施設建設という観点に立てば、予算という議案の中でこの問題を取り上げるべきと判断しましたので、質問をいたします。

今日も多くの傍聴者が来られ、プラカードを持って抗議に来られておられます。先日、「廃プラ処理による公害から環境と健康を守る会」の方から要望書を受け取りました。これは各市の市長と、そして組合議会議員それぞれに提出されたことと思います。日本共産党としてもこの間取り上げてきた問題ですが、要望書の中には、「各市は都市計画法に基づき、住民説明をして合意形成を図るという、前段の最も大切な基本的手続きを踏んでいない」「4市の施設建設に関する都市計画審議会の地元住民からの200の建設反対意見に全く対応がない」また「廃プラ処理時に発生する有害化学物質に関する懸念が払拭されておらず、地元では大気汚染、悪臭等に対する不安が広がっている」などの問題が書かれ、施設建設計画を一から見直してほしいと要望されています。こういった要望が行われたことに対しどう思われているのか、まずお伺いします。

また、11月の定例会以後、反対住民へのアプローチは行っておられるのでしょうか。これもお伺いします。

また、その他についてということで、循環型社会形成推進交付金と北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会、この問題についても若干質問をさせていただきたいと思います。この交付金の問題については先ほど扇谷議員からも質問があったところでありますけれども、まず地域計画意見交換会、1月24日に行われたこの位置づけについてお伺いしたいと思います。この意見交換会は、交付金申請においてどのような位置づけになっているのでしょうか。前回の組合議会では循環型社会地域計画案を協議する協議会として聞いていましたが、意見交換会とはこの協議会と同じ位置づけなののでしょうか。また、この意見交換会によって交付金申請受理につながるのかどうか、お伺いをします。

意見交換会につきましては先ほど扇谷議員が質問されていた中で、その意見交換会

で出された問題点3つあって、その中に反対者の減少というのが1つの問題だとされていて、これに対して先ほど事務局長は、反対者の減少については各自治会への説明会を行って、また専門委員会を設置して、それらが出した課題について協議会を今立ち上げて審議を行っているところであると、またホームページにも掲載をしている。こういったことがあるので、これで環境省の方にはご理解いただけたものと思っていというご答弁をいただきました。しかし、本当に反対者の減少というならば、先ほど私が住民合意のところでも申し上げた問題や、また今日このように多数の方が傍聴にいられて反対の意見を訴えておられる。このことをどうお感じになっておられるのか。本当に反対者が減少しているとお感じになっておられるのかどうか。その点もお伺いしたいと思います。

そして意見交換会に関しての内容についてどんな資料が出されたのか。会議の要旨はいただいたんですけども、それだけでは分かりません。出された資料は組合議員にも渡すべきではないでしょうか。また、協議会への傍聴も含めてもっと情報公開をすべきではないでしょうか、お伺いします。

そして北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会についてですけども、これについてはまずこの協議会自体のあり方について、これは建設ありき、建設を前提とした協議会となっています。そういったことから反対住民は参加をされていない。この施設建設推進の立場で進めておられるということで、反対住民も一緒に参加できる。専門委員会の結果が一定出ましたけれども、その中で柳沢委員と植田委員、これらの委員が問題点を指摘しておられる。そういった問題点も含めて総合的に検討するような、そんな協議会へとあり方を変更していくべきではないかと私、11月にも訴えさせていただいたんですけども、そういったご検討についての見解をまずお伺いしたいと思います。

**○議長（大槻 哲也君）** 理事者から答弁を求めます。永田課長代理。

**○課長代理（永田 昌宏君）** それでは岸田議員の一連の質問に関しまして順次お答えをさせていただきます。

まず、活性炭に関するご質問でございますが、設置場所につきましては今後、設計の段階で検討してまいります。また、設置箇所数につきましては1カ所を予定しております。種類、交換頻度につきましては、今後検討してまいります。

次に住民合意につきましてお答えをいたします。北河内4市リサイクル施設組合といたしましては、過日、専門委員会の報告書により周辺環境にほとんど影響を与えな

いという判断をいただいております。また、同報告書において、施設建設におけるご意見もいただいているところから、この課題等について整理・解決を図ることを目的に発足しました北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会や、組合ホームページを通じて事業の経過等を公表して透明化を図るなど、今後も継続して住民理解を得る努力を行いつつ事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、反対住民へのアプローチにつきましては、協議会だよりを2回送付いたしております。

続きまして循環型社会形成推進交付金について意見交換会の位置づけに関するご質問でございますが、前回の組合議会で協議会というふうに申しておりましたものと同じのものでございまして、循環型社会形成推進交付金取扱要領におきまして循環型社会形成推進地域計画の作成にあたり、原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催することというふうに位置づけられておりまして、また循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルでは、市町村は国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会を開催して地域計画案の内容について意見交換を行うというふうに示されているものでございます。

意見交換会が交付金につながるのかということにつきましては、今後の手続きといたしまして、意見交換会を経まして地域計画を環境省で承認された後、交付金の内示が得られるというふうになっております。

次に意見交換会での資料についてでございますが、先日、各組合議員の皆様にご報告させていただきました際にご提示をさせていただいております。また、傍聴も含めて情報公開すべきとのご指摘でございますが、本意見交換会は行政間の事務協議でございますので、会議は非公開とさせていただいたものでございます。情報公開につきましては可能な範囲で行っております。

続きまして北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会につきましてのご質問でございますが、まず現参加自治会で目的を果たすことができるのかという質問につきましては、本協議会によりましてその目的は果たせるものというふうに判断をいたしております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 若干補足をさせていただきます。まず、反対者の減少ということについてのご質問でございますが、私どもは環境省に対して反対者の減少

についてご質問申し上げ、私どもの立場をご説明申し上げてまいりました。この反対者の減少というのは、基本的には理解を得るための努力、事業を実施するにあたって理解を得るための努力、併せてこの事業をいかに透明化して情報公開していくかということが問題であろうという認識をいたしましたので、今回十分その理解を得るための努力と情報公開に努め、事業を透明化してまいったということについてのご理解がいただけたという認識をいたしております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） それでは再質問をさせていただきます。まず、活性炭の問題ですけれども、専門委員会では活性炭吸着塔を通過させれば90%以上除去できるというのがありましたけれども、活性炭の破過については交換頻度を特定できないという柳沢委員の意見もありましたよね。その点についての調査は今のご答弁では、種類や交換頻度については今後の課題だということをおっしゃってたと思います。じゃあ調査についてはできてないということよろしいでしょうか。

その点お伺いしたいのと、実際の装置で調査をする必要があるのではないかというふうに思います。実験では90%は除去できるが、1割が取り切れていないわけなんです。この1割の中に何が入っているか分からない。非常に危険なものが入っている可能性もゼロではないという状況です。そんな中で杉並区発表の杉並中継所環境モニタリング調査報告書では、これはホームページでも公表されておりますけれども、杉並中継所の活性炭を通す前と通した後のデータが公表されているんですね。それによりますと、活性炭前よりも活性炭を通した後の方が数値が高くなっているという有害物質もあるわけなんです。確かに活性炭を設置したことで減少したというようなものもあります。活性炭後に値が高くなっている。例えばベンゼンとかトリクロロエタンとかたくさんそういった物質があることが杉並中継所の環境モニタリング調査でも分かっているわけなんです。この物質にはいろんな種類があって、活性炭に吸着しやすいとかしにくいとか、そういったものもあるわけですし、活性炭を付けるから大丈夫というのは短絡的だと思います。実際の廃プラ処理に効果的なものがどれかというのが分かっておられるのか。また、それが90%ずっと除去できるということが分かっているのかどうか。この点も再度お伺いしたいと思います。

住民合意の問題については、反対住民から要望が出されて、その問題に対しては住民の協議会ですね。この協議会で住民の理解を得る努力をするというようなことでありましたけれども、先ほど言いましたようにこの住民協議会が前提としているのは

建設ですわね。その建設ありきということで設置がされた、この協議会に反対住民の皆さんがなかなか参加できない。建設ありきでは一緒に共にこの問題進んでいけないという感情をお持ちなのは、市の方でももっとそれは反対者の方に寄り添って、じゃあ一体、反対住民とどのような話をすれば、どのような問題を一緒に話し合えば反対住民の方々と解決できるのかということをもっと真剣に真摯に受け止めていただきたいと思うんです。ほんとに反対住民の方、2年近くこういった運動をしておられて、そのご苦勞も大変なことだと思います。ほんとに不安に思っておられる。この状況をもっと4市と、そしてまた組合が真摯に受け止めていただきたいということを要望するわけでございます。

反対者の減少につきましても先ほど実態としてではなくて、そういった行動、理解を得るための努力が認められているのではないかというふうにおっしゃられましたけれども、実際に反対者は減少していない、そういう実態があります。そういった状況の中でやはりもっと組合としてこの反対者と寄り添う姿勢を持っていただきたい。住民協議会のあり方をもっと反対住民と調査を深めていくというものにしていただきたい。これは再度求めておきます。また、あとの一般質問の中でもこういった同じような問題を取り上げさせていただきたいと思います。

活性炭の問題について再度伺います。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 活性炭の破過の問題と1割のものがずっと取れるのかというご質問をいただいております。まず、活性炭の破過について何をもって判断するのかというのは、専門委員会の中でも一定の議論がございまして、その中で常時モニタリング可能な物質ということで、非メタンのモニタリングという話が出ておったと記憶いたしております。私どもは今回の施設建設の中に具体的に非メタンの常時掲示できる施設というようなものを考えておりますので、現在の段階ではまだ明らかにできませんけれども、この破過についても非メタンの測定を常時行うことによって一定活性炭の交換時期というのは明らかにできるというふうに認識しておりますし、90%以上が確実に除去されているという状況についても明らかにできるというふうに考えております。また、この出てくるものでアンノウンの物質に関しては、現在の科学では有害であるか無害であるかということも含めて分からない状況でございます。しかしながら、前回専門委員会の実験の中でもVOCについても90%以上の削減が可能ですということでの実験結果も出ておりますので、ご理解を賜りたいと思いま

す。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 今おっしゃられたアンノウンの物質については有害か無害かということも含めて分からないとおっしゃった。この点は重要だと思うんですね。やはり分からない物質が1割でも残るといような結果が専門委員会に出ているわけなんですよね。90%は除去できても1割は残る。その中に本当に危険な物質が入る可能性もあるわけなんですよね。そんな状況の中ではやはり住民としたらその環境被害の問題、健康被害の問題、これが払拭できないということをもっとお分かりいただきたいと思います。活性炭については今おっしゃられた現段階で分からないという点、その点をもっと深く調査をしていく、そういう姿勢で住民とも一緒にこの問題、調査をしていっていただきたい。このことを最後に申し述べて、質問を終わります。

○議長（大槻 哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 日本共産党の四條畷選出の岸田敦子です。私は議案第2号2006年度北河内4市リサイクル施設組合予算に反対の立場で討論します。

重大な問題は、いまだ住民の合意が図れていないことです。その根拠は、周辺住民が裁判を起こしておられることも明らかですが、そのほかにも反対住民から4市市長や組合議会議員に対して建設計画を一から見直すよう求めた要望書を提出されたことも重視すべき問題です。住民の不安は払拭されていない中での強引な進め方は見直すべきと強く申し上げます。

また、北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会はあくまでも建設ありきの立場で進められているもので、その立場で参加する自治会のみ合意を取り付けても、それは真に住民合意を図ったと言えるものではありません。建設ありきに固執するやり方を今一度見直し、この連絡会のあり方を考え直すことも求めます。

また、循環型社会形成推進交付金の地域計画案と協議会の公開を強く求めます。

最後に、地元住民の切なる民意を真摯に受け止めたならば、この予算には到底賛成できないと申し述べ、討論とします。

○議長（大槻 哲也君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（大槻 哲也君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間は15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせをします。ただいまから順次、質問を許します。まず、扇谷議員の質問を許します。10番、扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 議席10番、四條畷市派遣の扇谷でございます。「4市リサイクル共同処理事業の必要性の検証」について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

平成16年7月に開かれました当施設組合第1回臨時会の冒頭、馬場管理者は「念願の施設組合が設立できました。今後、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック類の選別及び圧縮梱包処理を行うため、施設整備を共同で行ってまいりたい」とごあいさつをされました。そして現在進められております共同処理事業の基本的な考え方は、平成14年2月に発表されました「北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想」に示されております。その後、容器包装リサイクル法を取り巻く諸情勢の変化や、国の三位一体の改革や補助金行政の改革、環境省の循環型社会形成にかかる新しい環境政策への転換、建設予定地周辺住民との合意形成等、様々な課題を抱え、共同処理事業は停滞を余儀なくされてきました。しかし、今年1月24日、急遽、国、大阪府、4市の意見交換会が開催されたことから、当施設組合は平成17年度中の交付金内示を見込み、共同処理事業の具体的な展開を展望するに至っています。しかし、施設建設に反対の立場を示している「廃プラ処理による公害から環境と健康を守る会」を中心とした地域住民からは、これら動きを踏まえ、施設建設を見直すべきとの要望が提出されております。構成4市と施設組合及び組合議会は、これら住民の問いに対し真摯に応える責務を有していると、このように考えるところでございます。

そこで、「寝屋川市は既に廃プラの圧縮梱包を実施しており、共同施設をつくる必要はない」とする住民の主張に対し、基本構想に盛り込まれた4市リサイクル共同処理事業の必要性について、現時点に立って改めて検証し、再確認をする必要があると

の立場から、以下の質問をさせていただきます。

基本構想は、共同処理事業の必要性について、「その他プラスチック製容器包装ごみ分別収集実施による効果」につきましては、1つはごみ減量化目標達成への寄与、2つにはごみ焼却施設の処理能力の向上と延命化、そして3つにダイオキシン類及び温室効果ガスの発生抑制の3点を掲げております。しかし、1月24日に提出されました地域計画案に盛り込まれました内容を詳細に分析してまいりますと、これらの効果については見直しが必要ではないかと私は考えるものであります。

まず1点目は、「ごみ減量化目標達成への寄与」についてであります。1月24日の意見交換会で環境省、大阪府から指摘を受けたとされておるとおり、平成16年度実績で既に平成22年度の目標値25%を上回る25.22%を達成しており、共同処理事業の実施によって減量化目標達成がなさるとの論拠は成り立たなくなっております。減量化目標達成の寄与ではなく、構成4市の一般廃棄物処理基本計画において設定されております減量化目標との整合性を保ちつつ、国や府等の動向を踏まえ、新たな減量化目標を設定すべきではないかと、このようにご提案をいたしますが、いかがお考えでしょうか。

次に「ごみ焼却施設の処理能力の向上と延命化」についてであります。同基本構想は、プラスチック製容器包装の分別収集によって、焼却量そのものが削減し、ごみ焼却施設の延命化が図れると、このようにしております。しかし、地域計画案に盛り込まれました焼却処理量は、平成16年度実績22万4115トンが平成22年度目標22万1491トンと、削減効果は1.17%にとどまります。一方、現焼却施設の延命効果につきましても、枚方市では2号炉の整備が始まっており、寝屋川市におきましては既にプラスチック製容器包装の分別収集は実施済みで、共同施設稼働によっても条件は大きくは変わりません。四條畷市交野市清掃施設組合の2炉につきましては、既に耐用年数は許容水準を越えており、陳腐化・老朽化が進み、延命効果が進む現状にはありません。

焼却量の削減幅が大きく期待できない上、構成4市の施設の現状から判断して、ごみ焼却施設の処理能力の向上と延命化も、共同処理事業の必要性に照らし、その効果は論拠が希薄になると思われれます。この点も再検証が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に地域計画案と構成4市の一般廃棄物処理基本計画との整合の観点からお尋ねをいたします。例えば、四條畷市交野市清掃施設組合の平成16年度実績報告及び一般

廃棄物処理基本計画によりますと、四條畷市・交野市の焼却処理量は平成 16 年度 3 万 6868 トンに対し、平成 22 年度焼却処理量計画値は 3 万 1970 トンと 13.28% の削減効果を見込んでおります。この四條畷市・交野市の削減効果額から判断して、焼却処理量の削減効果が 1.17%にとどまるとする地域計画案は、構成 4 市の一般廃棄物処理基本計画との整合性について疑義を抱かせるものであります。

そこで、「総資源化量」「最終処分量」及び「焼却処理量」につきまして、構成 4 市それぞれの平成 16 年度実績値及び一般廃棄物処理基本計画に盛り込まれました平成 22 年度目標値、そして地域計画案に盛り込まれました平成 22 年度の目標値をお尋ねいたします。

仮に構成 4 市のごみ処理基本計画からの積み上げ値と地域計画案に盛り込まれました数値に差異があるとなれば、その理由についても説明を求めます。

以上、誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 理事者の答弁を求めます。濱本次長。

○次長（濱本 遼市君） それでは順次お答え申し上げます。

1 点目のごみ減量化目標について新たな目標設定すべきとのご提案でございますが、平成 13 年度に策定した（仮称）北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想におけますごみ減量化目標については、平成 12 年度に府が定めた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」における目標であり、これにつきましては議員ご指摘のとおり既に目標は達成されております。しかしながら、平成 15 年 3 月に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画では、循環利用率として平成 12 年度からおおむね 4 割向上させるという目標を立てていることから、この新たな目標の達成に向けて本事業を推進してまいりたいと考えております。

2 点目の焼却施設の能力の向上と延命化について再検証が必要ではないかのご質問でございますが、寝屋川市におきましては分別収集の全戸回収を実施しているものの、排出機会が少ないとの市民の声もあることから、共同事業を実施することでこれらの要望に応えられるとともに、現在可燃ごみに含まれます未分別のプラスチック類を回収することができます。枚方市におきましては既に第 2 清掃工場の建設に着手しておりますが、一方では昭和 63 年に竣工した第 3 プラントが稼働しており、また四條畷市交野市清掃施設組合の焼却施設につきましては、耐用年数超過等が進んでいる状況でございます。

プラスチック類の低位発熱量は 1 kg 当たり約 1 万キロカロリーあり、可燃ごみの

2500 キロカロリーと比較しますと 4 倍でございます。このプラスチック類を分別回収することによりまして、焼却炉への負荷の軽減、炉の延命化が図れるものと承知しております。構成 4 市における焼却炉の延命化を見込めることから、共同事業による効果は十分なものであると認識しております。

続きまして 3 点目の総資源化量、最終処分量、焼却処理量について、構成 4 市の平成 16 年度実績と一般廃棄物処理基本計画における平成 22 年度目標値並びに地域計画案における平成 22 年度目標値についてのご質問でございますが、まず総資源化量から説明させていただきます。構成 4 市の平成 16 年度実績は、枚方市が 5 万 3439 トン、寝屋川市が 2 万 329 トン、四條畷市が 2376 トン、交野市が 1836 トン、4 市合計で 7 万 7980 トンと承知しております。構成 4 市の一般廃棄物処理基本計画におけます平成 22 年度目標値は、枚方市が 6 万 12 トン、寝屋川市が 1 万 9734 トン、四條畷市が 4684 トン、交野市が 5863 トン、4 市合計で 9 万 293 トンと承知しております。地域計画におけます平成 22 年度目標値は、枚方市が 7 万 3818 トン、寝屋川市が 2 万 3540 トン、四條畷市が 5121 トン、交野市が 6021 トン、4 市合計で 10 万 8500 トンでございます。

次に最終処分量の平成 16 年度実績でございますが、枚方市が 1 万 9094 トン、寝屋川市が 1 万 4462 トン、四條畷市が 4915 トン、交野市が 3092 トン、4 市合計で 4 万 1563 トンと承知しております。構成 4 市の一般廃棄物処理基本計画におけます平成 22 年度の目標値は、枚方市が 1 万 8496 トン、寝屋川市が 1 万 6513 トン、四條畷市が 2210 トン、交野市が 1647 トン、4 市合計で 3 万 8866 トンと承知しております。地域計画における平成 22 年度目標値は、枚方市が 1 万 8233 トン、寝屋川市が 1 万 5701 トン、四條畷市が 4753 トン、交野市が 2784 トン、4 市合計で 4 万 1471 トンでございます。

次に焼却処理量につきましては、平成 16 年度実績で枚方市が 11 万 3074 トン、寝屋川市が 7 万 4516 トン、四條畷市が 1 万 5121 トン、交野市が 2 万 1404 トン、4 市合計で 22 万 4115 トンと承知しております。構成 4 市の一般廃棄物処理基本計画におけます平成 22 年度の目標値は、枚方市が 11 万 3446 トン、寝屋川市が 7 万 7630 トン、四條畷市・交野市で 3 万 1970 トン、4 市合計で 22 万 3046 トンと承知しております。地域計画における平成 22 年度目標値は、枚方市が 11 万 1884 トン、寝屋川市が 7 万 3111 トン、四條畷市が 1 万 5881 トン、交野市が 2 万 615 トン、4 市合計で 22 万 1491 トンでございます。

以上のように平成 22 年度目標値につきましては、総資源化量、最終処分量、焼却処理量のいずれも構成 4 市の基本計画と地域計画案に差異が出ております。原因といた

しましては、枚方・四條畷・交野市の基本計画の策定が平成 15 年の 3 月で、予測するための実績値は平成 13 年度実績であり、寝屋川市の基本計画の策定が平成 13 年 3 月で、予測するための実績値は平成 11 年度実績でございます。地域計画の策定には最新の実績データを用いて目標数値を算定する必要があるため、各市の基本計画における考え方を継承しつつ、平成 16 年度までの実績を入れ時点修正をいたしましたものでございます。

なお、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合の基本計画では、それぞれの将来予測について原単位で予測・表記しているため、それぞれに日数を乗じて算出いたしました。したがって、各市の基本計画と地域計画の数値の差異が出たものでございまして、構成 4 市それぞれの一般廃棄物処理基本計画の範疇で本組合の廃棄物政策案をお示しし、各市の了承を得た上で地域計画案をまとめたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） ご答弁ありがとうございます。まず、減量化目標についてであります。私は基本構想発表時点における平成 22 年度減量化目標値を既に達成していることから、新たな目標値の設定をはいかがでしょうかと、このように提案をさせていただいたものでございます。ご答弁では、平成 15 年 3 月の循環型社会形成推進基本計画では平成 12 年度からおおむね 4 割向上させるとの目標となっているということでした。そうであれば、その目標を見据えながら構成 4 市と調整の上、新たに具体的な再資源化目標値を設定していただくよう、これは強くお願いをしておきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に現有施設の延命効果についてであります。これにつきましては排出機会の拡大等による共同施設事業の必要性についてご答弁をいただきました。私はこの点についてはよりもっと分かりやすく市民に向けて説明をしていただくよう、これも強くお願いをしておきたいと思っております。

そしてもう 1 点は、国や大阪府の減量化目標と地域計画案との整合の課題、これも残っておりますが、私は地域計画案と構成 4 市のごみ処理基本計画との整合の問題についてここで質疑をさせていただきたいというふうに思います。今、「総資源化量」「最終処分量」「焼却処理量」について本当に詳細にご答弁をいただきました。ご答弁にはありがとうございますと申し上げますが、私が懸念しておりましたとおり、地域計画案と構成 4 市のごみ処理基本計画の数値に大きな差異のある内容で、誠に残念な答弁と

申し上げざるを得ません。ただいまの答弁を一部検証しておきたいと、このように思います。

まず、総資源化量についてであります。四條畷市・交野市の地域計画案の平成 22 年度目標値は極めて実現性が乏しい内容であったかと、このように思います。平成 16 年度の実績 4212 トンが平成 22 年度には 1 万 1142 トンとの答弁、両市を合わせますとこの計画期間中に平成 16 年度対比で 165%、2.5 倍強もの資源化増との計画となっておりますが、果たして両市との調整、合意形成は十分できているのでありましようか。私は四條畷・交野市の地域計画案の目標値に関する今回の地域計画案の数値は、四條畷市・交野市のごみの排出量予測に国の再生利用目標値 24% を掛けて算出された数字が使われているのではないかと推測をするところでございます。また同時に、このように実態とあまりにもかけ離れた目標値の設定に疑問を抱かざるを得ません。私は本施設組合の取り組み姿勢に一定危惧を覚えるところでございます。

ところが逆に最終処分量につきましては、四條畷市・交野市の 2 市について、両市のごみ処理基本計画では平成 16 年度 8007 トンを 3857 トンに平成 22 年度までに半減させるとの目標を立てていながら、地域計画案では大幅な修正を加え、平成 16 年度比約 6% 減にとどまる数値 7537 トンに変更をしております。結果として目標値の倍額に近い増額がなされておるわけでございます。これもまた大きな問題であります。

そして焼却処理量につきましては、平成 16 年度 3 万 6525 トンを平成 22 年度 3 万 1970 トンに 2 市のごみ処理基本計画では約 13.3% の減を目標としているにもかかわらず、地域計画案では四條畷市は逆に 5% の増、交野市は 3.7% の減と、2 市合わせてほぼ横ばいの目標値 3 万 6496 トン、このようになっております。

これらの修正は、先ほどのご答弁をいただきました時点修正というにはあまりにも考え方が大きく変わる大幅な増減修正がなされております。私はこの時点修正に対する客観的な根拠に疑問を持つものであります。枚方市、寝屋川市においても時点修正が行われておりますが、一定の範囲の修正と判断をいたしますが、私自身十分な情報を持ち得ず、詳細な分析はしておりません。しかし、四條畷市と交野市において行われました時点修正は、両市のごみ処理基本計画を大きく逸脱する内容で、ことは極めて重大な問題でございます。施設組合で一定の時点修正が行われたようでありますが、しかし、その合意形成手続きはどうであったのかと問われるところでございます。

また、各市はこの時点修正を受け入れるとすれば、自市のごみ処理基本計画の見直しが当然必要となってまいります。構成 4 市連名で地域計画案を国や府に示された今

もなお今後の対応策等について何の説明もございません。また、具体的な取り組みも行われていないのではないかと、このように判断をいたします。私は極めて遺憾に思う次第であります。あえてご答弁は求めませんが、廃掃法に定めるごみ処理基本計画を自ら否定する結果となっていることを真摯に受け止め、重大な危機感を持って早急に対応・対処されるよう強く要望をさせていただきます。

本施設組合が行われました時点修正について、構成4市と十分検証することなく、地域計画案が一人歩きしてしまっていることが大きな問題であります。しかし、この地域計画案として構成4市の連名で発表されました以上、この地域計画案と構成4市のごみ処理基本計画との整合性を図ることは行政として当然のことです。私は本議会発足以来、本施設組合事業と構成4市のごみ処理基本計画との整合性について留意して事業を進めていただきたい、幾度となく訴えてまいりました。また、事務方レベルの政策上のすり合わせや政策調整が十分行われていないのではないですかともご指摘を申し上げ、構成4市間の連携強化を訴えてまいったところがございます。先ほど各市の了承を得た上で地域計画案をまとめたことのご答弁がございましたが、図らずも、私の指摘させていただきましたとおり、地域計画案の策定過程における構成4市間の政策調整が不十分であったということが露呈したわけがございます。今後、本施設組合事業を進めていく上にあたって、構成4市間の廃棄物行政の取り組みに大きな齟齬を来すようなことが決してあってはならない。地域計画案と各市のごみ処理基本計画案との整合性を早急に図っていただきたい。このことを強く訴え、私の質疑を終わります。

○議長（大槻 哲也君） これにて扇谷議員の一般質問を終結します。次に岸田議員の一般質問を許します。11番、岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 四條畷市の日本共産党の岸田敦子です。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先日、本施設組合事務局長も取材を受けられましたTBSの「噂の東京マガジン」という番組の中で、東京大学の影本浩教授が「プラスチックは圧縮するだけで多くの化学物質が発生することが分かってきた。廃プラの圧縮梱包施設のようなものが実際に稼働していることが問題だろう」ということを指摘されています。専門家による安全性への懸念の声が新たに聞かれた。この事実をどう受け止めておられるか、まず伺います。

2点目に、東京都町田市では5年前から「廃プラの圧縮梱包施設」の建設計画があ

りましたが、計画を進めようとするたびに住民の大きな反対があり、5年間で3度も計画を見直しています。それに比べ、本施設組合においては同じように住民の大きな反対があり、住民の不安が払拭されていないことが分かっているながら、建設への積極姿勢を全く崩そうとしない。この違いは何だと分析されますか。

3つ目には、疫学調査・臭い調査についてです。廃プラ処理時に発生する有害化学物質に関する懸念が払拭されておらず、大気汚染、悪臭等に対する不安が広がっています。住民が起こしている裁判で、住民への化学物質の到達や健康影響が争点とされている中、専門家を入れた調査を行うよう求めます。

4点目に、昨年12月28日に本施設組合の議長、副議長、そして千葉議員と中野事務局長が環境省に陳情に行かれた件について、その旅費がどこから出され、幾らかかったか公開を求めます。

また、北河内4市の総意であると書かれていますが、総意と判断された理由と、陳情に行かれたことが事後報告である理由の説明を求めます。

○議長（大槻 哲也君） 理事者の答弁を求めます。濱本次長。

○次長（濱本 遼市君） 順次お答えを申し上げます。

まず、施設の安全性を懸念する声についてでございますが、東京大学の影本教授がどのような条件のもとで圧縮試験をされ、また何を問題視されているのかというのは不詳でございますので、この場所ではご答弁申し上げられません。

次に町田市での施設計画についてでございますが、東京都町田市での廃プラスチック圧縮梱包処理施設の建設計画についての内容や経緯などの諸条件が本施設組合と同じではないと思われますので、比較についてもご答弁はできかねます。

続きまして疫学調査・臭いの調査につきましては、私ども施設組合では化学物質の発生や影響について専門委員会において学識経験者などで実験結果の検証を行い、議論をしていただきました。その報告書の中で「周辺環境にほとんど影響を与えない」と判断されています。そこでご指摘の専門家を入れた化学物質の到達や健康影響調査を行うことは考えておりません。

続きまして12月28日に本組合正副議長及び千葉議員と私ども事務局長で行いました環境省への陳情活動に関する旅費につきましては、総額で16万1480円で、本組合予算から執行したものでございます。

次に北河内4市の総意と判断した理由といたしましては、本施設組合そのものが構成4市の市議会の議決を得て設置されたものであるからでございます。

また、本件陳情活動が事後報告である理由についてでございますが、本件陳情活動は本組合設立目的であります「圧縮梱包処理施設の設置・管理及び運営に関する事業」を推進するために、本組合議会会議規則及び本組合職員等の旅費に関する条例並びにその規則に基づき、公務として実施されたものでございますので、ご報告といたしたものでございます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） では再質問させていただきます。今ご答弁いただいた中では、まず1番目と2番目に関しては状況がよく分からないから判断できないというようなお答えでありました。一般質問という限られた時間の中ですので、実験がどのようなものだったのかということについてあまり詳しくは説明できませんけれども、若干申し上げますと、まず東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻の環境システムコースの平田祥一朗氏の修士論文、これは指導教官が影本教授であって、阿久津助教授のもとで行われた「廃プラスチックの機械的処理過程において発生する化学物質に関する研究」という論文の中で、杉並病の原因物質とされる化学物質について、プラスチックを摩擦した場合発生する化学物質について実験研究したもので、多くの化学物質の発生を明らかにしたものです。これは2003年に行われたものです。

そして同じく、同じコースの崎山大輔氏の「廃プラスチックの圧縮処理過程において発生する化学物質に関する研究」これは2004年度のものでございますけれども、これも影本教授と阿久津助教授の研究チームによって行われた実験で、これに関してはホームページで見てもポリエチレンとポリ塩化ビニール、これを超高純度窒素と高純度空気のもとで放置実験がまず行われて、そして圧縮実験と破損実験が行われた結果が記されています。放置実験では、ポリ塩化ビニールでVOC（揮発性有機化合物）などの有害な化学物質が多種にわたり発生したり、これはこの専門委員会、本施設組合の専門委員会でも放置しているだけで発生するという事実、確認されたわけではございますけれども、この研究でも確認され、破損実験でもベンゼン、スチレン、トルエンなどの物質が発生したと。圧縮実験では炭素化合物やアルデヒド類、ベンゼンの発生が見られた。そういう報告がされて、結論に、「放置した状態でも有害な化学物質が発生しており、それを圧縮、破損することで、さらに有毒な化学物質が多種にわたり発生していた」と書かれているんですね。

東大大学院の影本教授が先ほども申しあげましたようにプラスチックは圧縮するだけで多くの化学物質が発生することが分かってきた。廃プラの圧縮梱包施設のような

ものが実際に動いていることが問題だろうと、こういう実験研究を根拠に言っておられるわけなんです。こういった専門家からの指摘が新たに出てきたことから、専門委員会での柳沢委員と植田委員が出された意見書の指摘を切り離して考えるべきではないと思うんです。専門委員会での結論から新たに分かってきたことがあって、柳沢委員と植田委員の意見書を再度検討することも、ぜひ検討してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

科学というのは常に発展していくものです。新たな事実が分かったら、その段階で修正していったらいいのではないかと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

そして2点目、これは町田市との違い、これについては様々な見方もあるかとは思いますが、決定的に違うのは市の姿勢だというふうに私は感じるんです。もちろん経過も経緯も違うという先ほどご答弁にあったように、そういうことはあろうかと思いますが、大きな住民の反対が起こった中で町田市は計画の見直しを打ち出して、3回目もこの2月に行われる市長選挙の結果で判断するという、そういう住民の意思を問うという行動に出ておられるわけなんです。これはやはり住民の声を尊重するか、その姿勢を持っているかどうかということ、また市や議会のあり方、これによる違いもあろうかと思いますが、そういう事実を真摯に受け止めていただきたい。これは強く申し述べておきます。

3つ目の健康被害に対する住民の不安の問題では、市や施設組合に働きかけても実施してもらえないという状況の中で、太秦第2ハイツ自治会が昨年11月に健康アンケート調査を独自に実施されておられます。この自治会は全体で約430世帯、回答を得られたのは221世帯ということで、約半数の世帯から計490人の方の回答が寄せられています。これの中で、クリーンセンター廃プラ施設の不安点という問いに、とても不安であるというのが62%、少し不安であるが34%、合わせて96%が大なり小なり不安を感じておられるんです。生活環境について気になること、これは特に生活に変化はないというのが一番多くて約40%というものの、その次には臭いがするときがあるという方が約35%答えておられて、別の設問では、外に出ると臭いがあり、気分が悪くなるということがあるというのが約20%おられるわけなんです。

このアンケートについては全世帯ではないですし、まだ一部でしか行われていません。自治会が自主的にされているものですから強制力というのはありませんし、率に関しても正確な調査とはまだ言えない状況があると思います。だからこそ市として専

門家を加えた調査を実施してほしいと思うんです。その根拠には先ほど申し上げた健康に対する心配、不安というのが大きくあるんですね。これは率にしたらこのアンケート結果では多い。全世帯からしたらもう少し低くなるかもしれませんが、不安を抱えている住民が多いというのは事実です。そして健康問題はやはり調べないと分からない問題です。施設が動いていない段階での調査と比べることが必要だと思います。だから今調べるのが重要だと思うんです。だから裁判を待たずに、行政として住民の要求でやれることはやるべきだと思うんですが、再度この問題お伺いします。

そして4点目、この問題については議会運営の問題ですので意見を述べるということにとどめますけれども、正直言いまして、この組合議会として陳情に行かれたということは非常に遺憾に思っております。というのも、四條畷の議会としても過去、国や府に陳情に行ったという経験はあります。その場合は会派を問わず、これは市民のために必要だというもので一致できるものに関して府や国へ陳情に行ったということが確かにあったんです。そしてそういうことは各市もあったと思います。しかし、この4市とこの組合議会には施設建設に反対している議員がいるわけですね。その背後には住民の大きな反対があるというわけで、確かに4市としてはこれを積極的に進めていく、その総意だということは分かっているんですけども、組合議会として行かれるのは民主主義の問題として疑問に感じるわけなんです。もしこれからも陳情ということを考えられる場合には、議会としてではなくて会派としてなりで行かれるように、これはお願いをしておきます。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず、崎山論文と平田論文を引用されてご質問をいただいております。ここで平田論文については前回、私どもの専門委員会の中でご審議をいただいて、予想より少ないという、要するにVOC、人体に悪影響を及ぼすと考えられている物質が予想よりは発生しなかったというのが平田論文の結論だったというふうに認識しております。次に崎山論文においては、VOCの発生量についてはいわゆる不燃ごみに含まれる金属などが含まれて圧縮される杉並中継所においては、本研究で発生しなかった有毒な物質がそれらとの相互作用によって発生したと考えるのが妥当であろうというふうに言われております。私どももいずれにしてもごみによって同様の実験を行いながら専門委員会のご報告をさせていただいたということで、活性炭吸着等によりまして90%以上の影響を及ぼすだろう有害化学物質は除去できると、併せてこの残りの10%、先ほどの答弁が一部表現が足りなかったんですけど

も、この 10%残されたものは 500mの風下による排出された濃度は 4000 分の 1 まで拡散するというのが現在の拡散説でございますので、ほとんど影響を与えないという根拠でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に疫学調査についてご質問をいただいております。専門委員会の中でも若干疫学調査についての議論がございました。私どもが承知している限りでは、いわゆる原因施設がない中で疫学調査は成立をしないというふうに私ども聞いております。したがって今回私どもの施設がまだ稼働する前にそういう調査を予定はいたしておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 間もなく午後 4 時であります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。ご了承願ひます。岸田議員。

○11 番（岸田 敦子君） 今申し上げていただいた平田論文などの問題で予想よりは少ないというようなこと、活性炭吸着で除去できる。残りの 10%は 500m ぐらいになったら 4000 分の 1 に拡散するとおっしゃいましたかね。こういった問題、いろいろ調査されておられますけれども、現実には活性炭が、じゃあどの活性炭が吸着率が高く、この物質についてはどうで、この物質は活性炭吸着しにくいとか、そういう調査は行われていない段階でありますし、それに専門委員会ではこれは前も申し上げましたけれども、プラスチックを保管しておくだけで有害化学物質が発生する。その量はどれぐらいなのかということも十分調査されてませんし、ピットから出るもの、これについても調査が行われてないというのがありましたよね。そういった中でまだまだ調査不十分ではないかというのが住民の思いなんです。まだそういったことが解明されていない中で環境被害が起こらないということは確証できないと、立証できないんじゃないかというような思いから今、住民の方は本当に必死になって反対をされている。この不安を払拭するためにはやはり十分な調査を再度行うということ、これは再質問しても平行線になるかもしれませんが、とにかく十分な調査を行えというのが私の立場です。

そしてプラスチックなどの合成化学物質はその多くに毒性があるか否かが正確に分かっていない状況である。これは崎山論文の中で述べられています。プラスチックをはじめとする高分子材料の表面状態に関して解明されていないことは多い。これは平田論文の中で書かれています。その安全性が確認されていない。先ほども事務局長ということおっしゃられてました。そういう専門家からの指摘がある中で、やはりもっと綿密な調査を行うべきだ。そしてまた、疫学調査についても今から行って、実態

を把握していくべきだ。柳沢先生の意見としては、今でも既に高度に汚染された地域なんだという指摘がありましたよね。そういう中で今現在の実態をやはり調べていくことが重要じゃないかということをおもいます。先ほどのご答弁ではやはり住民の皆さん納得されないとおもいます。

そういうことを強く申し上げて、最後にアスベストの問題のように将来に禍根を残すことのないよう、新たな健康被害を予防するという立場が必要だということをお申し上げて、今回はこれで質問を終わらせていただきます。

**○議長（大槻 哲也君）** これにて岸田議員の一般質問を終結します。以上をもって一般質問を終結します。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

閉会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

**○管理者（馬場 好弘君）** 閉会にあたりまして一言ごあいさつをお申し上げます。

本日はすべての案件について慎重ご審議をいただき、ご可決を賜りまして誠にありがとうございます。本日賜りました貴重なご意見、ご質問等につきましては、十分精査をし、今後の組合運営に生かしてまいりたいと存じますので、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議員の皆様方におかれましてはご健康にご留意をされますとともに、今後ますますご活躍を心よりお祈り申し上げます、誠に簡単でありますけれども、閉会に際しましてのごあいさつといたします。本日は誠にありがとうございます。

**○議長（大槻 哲也君）** それでは閉会にあたりまして私からも一言ごあいさつをお申し上げます。

ただいま平成18年第1回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆様さん方、また理事者の皆さん、関係者の皆さん方にご協力のお礼をお申し上げます。

今後は管理者をはじめとして理事者の皆さんにおかれましては、引き続き適正かつ円滑な事業執行に一層の努力をされるよう強くお願ひをお申し上げます。

また、議員の皆様さん方には、これからそれぞれ3月議会を間近に控えまして大変お忙しい時期を迎えられることとおもいます。また、昨今は非常に風邪もはやっております。ぜひ風邪など引かれませぬように、お体には十分ご留意をいただきたいとおもいます。

す。

甚だ簡単ではありますが、閉会に際しまして一言ごあいさつにさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございました。

以上をもちまして北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

(午後3時56分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合 議長 大槻 哲也

北河内4市リサイクル施設組合 署名議員 松本 順一

北河内4市リサイクル施設組合 署名議員 扇谷 昭

平成18年2月13日 北河内4市リサイクル施設組合議会  
平成18年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成18年2月13日	決 定	会期1日間
議 案 第 1 号	平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第3号)	平成18年2月13日	原案可決	
議 案 第 2 号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成18年2月13日	原案可決	
—	一般質問	平成18年2月13日	許 可	扇谷 昭 岸田 敦子